

達示第1号
令和4年1月11日

大阪拘置所長 高橋昌博

被収容者に閲覧させる書籍、新聞紙等取扱細則の制定について
被収容者に閲覧させる書籍、新聞紙等取扱細則を次のように定め、令和4年1月11日から施行する。
なお、令和3年1月19日付け達示第2号「被収容者に閲覧させる書籍、新聞紙等取扱細則の制定について」は廃止する。

被収容者に閲覧させる書籍、新聞紙等取扱細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、被収容者が閲覧する書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（以下「書籍等」という。）の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(規程の適用)

第2条 被収容者に閲覧させる書籍等の取扱いについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。）、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3300号大臣訓令。）、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について（平成19年5月30日付け法務省矯成第3345号矯正局長依命通達。）の定めによるものほか、この細則の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 本細則で用いる用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自弁書籍等 被収容者が購入、差入れ又は携有等により保有している書籍等をいう。
- (2) 備付書籍等 被収容者の利用に供するため、当所に備え付けた書籍等をいう。
- (3) 書籍 有償無償を問わず出版社又は個人等により印刷、製本、刊行された図書のうち、雑誌、新聞紙及びその他の文書図画以外のものをいう。
- (4) 雑誌 定期的に刊行される季刊誌、月刊誌、旬刊誌、隔月誌、週刊誌等の図書及びこれらの特集号並びに期間を限定して発行される図書をいう。
- (5) 日刊通常新聞紙 規則第34条第1項に定めるもので、もっぱら政治、経済、文化等に関する公共的な事項を総合的に報道することを目的とする市販の日刊新聞紙をいう。
- (6) 日刊特別新聞紙 規則第34条第1項に定めるもので、職業、スポーツ、芸能等特定分野の報道を主とする市販の日刊新聞紙をいう。
- (7) その他の文書図画 製本の有無を問わないパンフレット、チラシ、カタログ等

の小冊子、写真などで、書籍、雑誌及び新聞紙のいずれにも該当しない文書図画をいう。

第2章 自弁書籍等

(閲覧の許可基準)

第4条 被収容者が自弁書籍等を閲覧することにより次のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- (1) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (2) 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(閲覧禁止部分の検査)

第5条 被収容者の自弁書籍等について、前条の閲覧禁止部分の有無を確認するため、指導部門（教育担当）の審査事務担当者がその内容を検査するものとする。

2 自弁書籍等の性質、主題、社会的評価、著者等から判断して、自弁書籍等に閲覧禁止部分がないことが明らかであるような場合には、前項の検査を表紙や目次部分などの必要と認められる部分に限って実施し、又は省略するものとする。

3 第1項の検査は、被収容者が自弁書籍等を取得する都度、速やかに開始するものとする。ただし、一人の被収容者が差入れ等により一度に多くの自弁書籍等を取得した場合で、他に検査すべき書籍等がある等、当該書籍等について速やかに検査を開始することが困難な事情があるときは、他の被収容者との均衡を保ちながら、順次検査を開始するものとする。

4 第1項の検査は、被収容者の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況その他の具体的な事情を考慮した上、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 暴動、騒じよう、その他の刑務事故の内容を具体的に記載したもの、不正な外部交通や逃走の手法を詳細に記載したもの等であって、その内容を閲覧させることにより、暴動や反抗、逃走を煽ることとなる等により、刑事施設の規律及び秩序のびん乱を誘発することとなるおそれがあるか否か。
- (2) 被収容者が受刑者である場合においては、暴力団の活動を肯定するもの、性犯罪を助長するもの等であって、当該受刑者の処遇要領に照らし、その内容を閲覧させることにより、当該受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなるおそれがあるか否か。
- (3) 被収容者が未決拘禁者である場合においては、その内容を閲覧させることにより、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるか否か。

(翻訳を要すべき図書の処理)

第6条 前条の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁書籍等の翻訳が必要であるときは、その閲覧の目的及び被収容者の負担能力に照らして、被収容者にその費用を負担させることができる。ただし、被収容者が次に掲げるいずれかの事項に該当する者である場合には、特別の場合を除き、この限りではない。

- (1) 国語を読解する能力を有しない者
- (2) 点字によらなければ書籍等を閲覧できない者

(閲覧禁止部分該当相当を発見した場合の処理)

第7条 当該自弁書籍等の内容に閲覧禁止部分に該当すると思われる箇所があると

認めたときは、自弁書籍等検査処理票（別紙様式1）に閲覧禁止部分に該当すると判断した具体的な理由及び当該箇所を抹消し、又は削除して閲覧させることの可否についての意見を記載した上で、所長に報告するものとする。

2 複数の被収容者が取得した同一内容の自弁書籍等について、前項の規定による報告を要する場合において、第5条第4項の留意事項が共通している場合は、これを一括して行うものとする。

3 閲覧の禁止又は次条の規定による抹消若しくは削除の措置の要否の決定は、当該自弁書籍等について、速やかに行い、自弁書籍等検査処理票に記載するものとする。
(自弁書籍等の抹消又は削除)

第8条 自弁書籍等に閲覧禁止部分がある場合において、当該書籍等を抹消又は削除するのが相当であると認め、かつ、被収容者が同意するときは、当該閲覧禁止部分を抹消し、又は削除して閲覧させることができるものとする。この場合において、原則として、閲覧禁止部分を抹消する方法によるものとするが、閲覧禁止部分が多く、抹消の方法によっては事務量が増加し、他の被収容者に係る自弁書籍等の検査事務に遅滞が生ずるおそれがあるとき又は当該自弁書籍等の紙質等の関係から抹消の方法によることが相当でないときは、削除の方法による。

2 自弁書籍等の一部が外国語等で記載されている場合において、当該被収容者が翻訳費用を負担しないため、当該自弁書籍等の閲覧を禁止する場合の当該記載部分についても、前項の取扱いをして差し支えない。

3 閲覧禁止部分のある自弁書籍等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、第1項の抹消又は削除が相当であると認める場合には当たらないものとして、当該書籍等の閲覧を禁止することとする。

(1) 閲覧禁止部分が著しく多く、抹消又は削除の方法によっては事務量が増加し、他の被収容者に係る自弁書籍等の検査事務に遅滞が生ずるおそれがあるとき。

(2) その被収容者の所有に属さないことが明らかであるとき。

(3) 経済的価値が高いと認められ、かつ、その被収容者の所有に属することが明らかでないとき。

(4) 抹消又は削除によって、その形状又は内容を著しく損なうおそれがあるとき。

(抹消又は削除の同意)

第9条 前条第1項の同意（削除部分を廃棄することに対する同意を含む。）は、当該自弁書籍等を交付する際に同意書又は新聞紙及び雑誌交付申出書（別紙様式2）により得るものとする。ただし、新聞紙及び雑誌については、入所時又は最初の購入時若しくは交付時に一括して同意を得るものとする。

なお、必要に応じて、新聞紙及び雑誌についても、その都度の交付の際に同意書より同意を再確認することは妨げないこととする。

(自弁書籍等の閲覧の禁止の告知)

第10条 自弁書籍等の閲覧を禁止する場合には、当該被収容者に対し、速やかにその旨を告知し、その告知は、自弁の書籍等の閲覧の禁止を決定した日、適用条項及び当該条項の規定内容について行い、自弁書籍等検査処理票に、同告知の内容を記録すること。

なお、前条の、同意を同意書により得る場合も、速やかにその旨を告知し、上記と同様に自弁書籍等検査処理票に同告知内容を記録するものとする。

(被収容者が取得することができる新聞紙の範囲の制限)

第11条 被収容者が取得することができる新聞紙の範囲について、次に掲げる区分

に応じ、当該区分に定める制限をするものとする。

(1) 日刊通常新聞紙 あらかじめ指定する三紙の新聞紙のうち、被収容者に選択させた一紙とすること。

(2) 日刊特別新聞紙 あらかじめ指定する二紙の新聞紙のうち、被収容者に選択させた一紙とすること。

2 前項の新聞紙を指定する場合には、適宜の方法により被収容者の閲覧傾向その他の事情を参照するものとする。

3 日本語を解さない外国人被収容者を収容している場合において、その収容者について外国語で記載された新聞紙は、別に指定する。この場合において、第1項により指定する三紙の日刊通常新聞紙及び二紙の日刊特別新聞紙に、その外国語で記載された新聞紙を含めないものとする。

(受刑者以外の被収容者の日刊新聞紙及び雑誌の購入手続等)

第12条 受刑者以外の被収容者の日刊新聞紙及び雑誌の購入申請受付、申請受付後の支払等については、次項以下によるものとする。

2 日刊新聞紙及び雑誌については、隨時、購入申請を受け付ける。

3 日刊新聞紙については、第2項に規定する購入申請を受け付ける日のほか、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合において、その受刑者以外の被収容者が購入申請を希望するときは、管理運営上支障がない範囲内で、適宜、購入申請を受け付けるよう配慮するものとする。

(1) 入所又は資格異動した場合

(2) 閉居罰又は書籍等の閲覧の停止の懲罰の執行を終了し、又は免除された場合

(3) 刑事訴訟法第81条の規定による日刊新聞紙の授受の禁止が解除された場合

4 支払は、日刊新聞紙については前金払又は購入の都度、雑誌については購入の都度行わせる。

5 日刊新聞紙又は雑誌を継続して購入している受刑者以外の被収容者が派出所、閉居罰又は書籍等の閲覧の停止の懲罰、刑事訴訟法第81条の規定による日刊新聞紙又は雑誌の授受の禁止等の事由により、当該日刊新聞紙又は雑誌の閲覧をすることができなくなった場合は、速やかに新聞又は雑誌販売事業者に連絡し、購読を中止するとともに、日刊新聞紙については、連絡した翌日から、購読を中止する。

日刊新聞紙又は雑誌を継続して購入している受刑者以外の被収容者が、購入の中止を希望するときも、同様とする。

(受刑者の日刊新聞紙及び雑誌の購入手続等)

第13条 受刑者の日刊新聞紙及び雑誌の購入申請受付、申請受付後の支払等については、次項以下によるものとする。

2 日刊新聞紙については、1月単位で購入申請を受け付ける。

3 雑誌については、1週間単位で購入申請を受け付ける。

4 支払いについては、前金払とする。申込申請した期間に継続して購読できなくなった場合は、前条第5号と同じ取扱いとする。

(受刑者以外の被収容者の日刊新聞紙及び雑誌以外の書籍の購入受付)

第14条 受刑者以外の被収容者の自弁書籍等の購入手続等は、次に掲げるものを除き、受刑者の例による。

(1) 購入受付の回数 随時

(2) 日刊新聞紙及び雑誌等の購読期間 随時

(3) 1回当たりに購入できる書籍等の冊数 3冊以内

(受刑者の日刊新聞紙及び雑誌以外の書籍の購入受付)

第 15 条 受刑者の前条に規定する日刊新聞紙及び雑誌以外の書籍の購入申請は、1週間に 1 回とする。

2 1 回当たりに購入することができる書籍等の冊数については、雑誌とあわせて 5 冊以内とする。

(自弁書籍等の交付)

第 16 条 被収容者が購入した日刊新聞紙の交付は、できる限り速やかに行うものとする。

2 前項の交付は、原則として、日刊通常新聞紙の朝刊及び日刊特別新聞紙は発刊日中、日刊通常新聞紙の夕刊は発刊日の翌日中に行うものとする。ただし、日刊新聞紙の配達が遅延したこと、外国語等の翻訳又は第 9 条による抹消若しくは削除に時間を要したことその他のやむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

3 自弁書籍等（前項の日刊新聞紙を除く。以下この項において同じ。）の交付は、当該自弁書籍等の内容、分量等に照らして、自弁書籍等の種別に応じ、それぞれ遅くとも次の期間内に行うものとする。ただし、外国語等の翻訳に要する期間は、これに含まれないものとする。

(1) 被収容者が継続して購入する週刊誌（毎週 1 回以上号を追って刊行される雑誌をいう。以下同じ。）は納入されたときから 1 週間とする。

(2) 被収容者が継続して購入する週刊誌以外の雑誌は、納入された時から 2 週間とする。

(3) 上記(1)及び(2)以外の自弁書籍等は、自弁書籍等が到達した時から 2 月とする。

4 第 5 条第 3 項ただし書の場合においては、前項の期間は、実際に検査を開始したときから起算するものとする。

(書籍等の交付手続)

第 17 条 被収容者に交付する自弁書籍等には、閲覧票（別紙様式 3）を貼付するものとする。

2 前項の場合において、書籍以外の文書図画については、小票の貼付を省略することができる。

3 被収容者に自弁書籍等を交付するに当たっては、差入願箋又は購入願箋に当該被収容者の指印を徵し、その授受を明らかにするものとする。

(閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱い)

第 18 条 閲覧後の新聞紙及び雑誌については、被収容者の同意を得た上で、廃棄させることを原則とし、これに要する費用は国庫から負担するものとする。

2 前項の同意は、第 9 条の同意と併せて、書面により得るものとし、入所時又は最初の購入若しくは交付時に一括して得るものとする。

3 閲覧後の新聞紙及び雑誌については廃棄させることを原則とするものの、被収容者が他の者への交付を申請した場合は、法第 50 条の規定に則して同申請の許否を判断し、同条各号に該当するときを除き、交付を許可することとする。

(閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱いの例外)

第 19 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、閲覧後の新聞紙及び雑誌を廃棄しないで、領置を許可する場合は、次に掲げる場合に限る。

(1) 他の者への交付をすることができず、かつ、釈放後の社会生活上必要があること。

(2) 法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要であると認めら

れること。

(3) その他、領置を認めることが相当な理由があること。

第3章 備付書籍等

(備付書籍等の内容)

第20条 被収容者の利用に供するため、法令、教育、教養及び適当な娯楽に関する書籍等を刑事施設に備え付けるものとする。

2 前項の書籍等（以下「備付書籍等」という。）には、職業上有用な知識の習得及び学力の向上に役立つものを含むよう配慮しなければならない。

(備付書籍等の登録手続)

第21条 備付書籍等を受け入れるときは、次に掲げる手続をとるものとする。

(1) 図書原簿（別紙様式4）を設け、備付書籍等として購入、寄贈、管理換えその他の方法により受け入れた書籍等は、すべてこれを受入年月日順に図書原簿に登載すること。

(2) 備付書籍等の表紙又は標題紙等の適宜の余白に受入登録印（別紙様式5）を押印すること。

(3) 備付書籍等の背部に図書ラベルを貼付すること。

(4) 備付書籍等は適宜の区分表により分類すること。

2 前項第3号の図書ラベルには、書架に配架された際の抽出や検索の便宜を考慮し、日本図書館協会の日本十進分類表に基づき、保管する備付書籍等の種類、冊数等に応じたものとすること。ただし、外国語で記載された備付書籍等については、日本十進分類法によって分類することにより、その保管及び利用に支障があると認められるときは、別途の分類方法によることができる。

3 備付書籍等のうち新聞紙、雑誌などで長期間保管する必要がないものについては、第1項の登録手続を省略する。

(図書原簿への登載等に当たっての留意事項)

第22条 前条の図書原簿への登載等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 図書原簿は、検索等の便宜を考慮してコンピュータ等を利用して作成することとするが、備付書籍等の購入の際に、図書原簿の様式と同じ様式の明細書を徵した上で、これを図書原簿にとじ込む取扱いとして差し支えない。

(2) 受け入れた書籍等1個ごとに受入登録番号を付与すること。この場合において、同じ書籍等を複数個受け入れた場合や、一つが2個以上に分冊されているような書籍等を受け入れた場合においても、1個ごとの書籍等に異なる登録番号を付与すること。

(3) 受け入れた書籍等1個ごとに、購入、寄贈等の受入方法の種別を明らかにしておくこと。

(4) 保管及び利用上の便宜等のため必要がある場合には、図書原簿を適宜の種類ごとに分冊して差し支えない。

(備付書籍の除籍)

第23条 備付書籍等を、廃棄、紛失、管理換え等の理由により、除籍するときは、これを図書原簿から削除するものとする。

2 前項の規定により除籍する備付書籍等の図書原簿からの削除に当たっては、次に

掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 除籍した書籍等 1 個ごとに除籍追番号を付与し、これを「記事」欄等に記載すること。
- (2) 除籍した書籍等の該当欄を朱線で抹消し、除籍年月日及び除籍理由（廃棄、紛失等）を「記事」欄等に記載すること。

(備付書籍等の貸与方法)

第 24 条 被収容者に備付書籍等を貸与するときは、被収容者に告知した上、次に定めた方法により行うものとし、貸与日は少なくとも月 2 回以上とする。

- (1) 自所執行受刑者については、2 週間に 1 回、講堂内の一般備付書籍の中から直接選択させて貸与する。
- (2) 死刑確定者については、一般備付書籍の中から、希望する書籍を 4 週間分一括して選択させて貸与する。
- (3) その他の被収容者については、おおむね 2 週間に 1 回、図書カードを回覧して選択させて貸与する。

2 辞典、経典、学習用図書及び訴訟用図書（以下「特別備付書籍」という。）については、各舎房に備え付けた図書目録により貸与日を定めて貸与する。

(備付書籍等の貸与期間)

第 25 条 死刑確定者を除く被収容者への備付書籍等の貸与期間は、おおむね 2 週間とする。ただし、死刑確定者においては、1 週間とする。

2 被収容者への特別備付書籍の貸与期間については、おおむね 2 週間とする。

3 被収容者が貸与を希望する備付書籍等を選択した場合には、速やかに貸与するよう努めるものとする。

(備付書籍等の貸与冊数)

第 26 条 備付書籍等の貸与冊数は、次に定めるところによる。

- (1) 単独室収容中の被収容者（死刑確定者を含む） 3 冊以内
- (2) 共同室収容中の被収容者 2 冊以内

2 特別備付書籍について、特に必要があると認めるときは、原則として 2 冊以内で貸与冊数を増加できるものとする。

(備付日刊通常新聞紙の閲覧)

第 27 条 受刑者及び死刑確定者に対しては、回覧又は掲示の方法により、備え付けた日刊通常新聞紙の閲覧の機会を与えるものとする。

2 前項の日刊通常新聞紙の閲覧は、被収容者の閲覧傾向その他の事情を参酌して選定した 1 紙の日刊通常新聞紙を備え付けることにより行うものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、受刑者又は死刑確定者が日刊通常新聞紙を購入している場合には、同項に定める閲覧の機会の付与を省略するものとする。

4 日本語を解さない外国人受刑者又は外国人死刑確定者を収容している場合において、当該外国人受刑者又は外国人死刑確定者のために外国語で記載された新聞紙を備え付けるときは、第 2 項により備え付ける日刊通常新聞紙とは別に、当該外国語で記載された日刊通常新聞紙を備え付けることとする。

第 4 章 補則

(労役場留置者及び監置場留置者)

第 28 条 労役場留置者については、その性質に反しない限り、達示中の自所執行受

刑者以外の受刑者に関する規定を準用する。

2 監置場留置者については、この達示中の受刑者以外の被収容者の規定を準用する。

別紙様式1

自弁書籍等検査処理票			検査の日 年月日						
			決定の日 年月日						
			告知の日 年月日						
自弁書籍等名			被収容者氏名等						
			称呼番号 番						
			氏名						
			身分受刑・未決・死刑確定者・その他()						
決裁欄		意見・決定	閲覧禁止部分・理由等						
所長		許可・抹消・削除・禁止							
部長		許可・抹消・削除・禁止							
首席遇		許可・抹消・削除・禁止							
次席遇		許可・抹消・削除・禁止							
首指導導		許可・抹消・削除・禁止							
統括		許可・抹消・削除・禁止							
統括		許可・抹消・削除・禁止							
統括		許可・抹消・削除・禁止							
担当者		許可・抹消・削除・禁止							
告知欄	<p>「(自弁書籍等名)」を閲覧することにより、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第70条第1項</p> <p><input type="checkbox"/>第1号 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/>第2号 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/>第3号 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある(未決拘禁者の場合)</p> <p>と認められるため、 年月日(決定の日)に、</p> <p><input type="checkbox"/>本件書籍の閲覧を禁止する <input type="checkbox"/>その認められる部分を抹消する <input type="checkbox"/>その認められる部分を含んだ箇所を削除する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 40%;">告知者官職</td> <td style="width: 40%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">印</td> </tr> <tr> <td>告知時間 午前・午後</td> <td>時 分</td> <td></td> </tr> </table>			告知者官職	氏名	印	告知時間 午前・午後	時 分	
告知者官職	氏名	印							
告知時間 午前・午後	時 分								

※第7条に係る報告の内容に応じて、不要な部分は消除することとして良い。

別紙様式2

① 新聞紙及び雑誌以外の書籍等用

同意書	申出の日	年月日	氏名(姓のみ)
	称呼番号	番	
	工場		
	舎房		

下欄に記載した書籍等について、
 1 閲覧に支障があると認められた部分について抹消又は削除すること
 2 上記1の削除部分は廃棄することに同意します。

書籍等名

(備考)

② 新聞紙及び雑誌用

新聞紙及び雑誌交付申出書	申出の日	年月日	氏名(姓のみ)
	称呼番号	番	
	工場		
	舎房		

当所に在所中、次により、新聞紙及び雑誌の交付を申し出ます。
 1 閲覧に支障があると認められた部分がある場合には、その部分を抹消又は削除の上で閲覧することを希望します。
 2 上記1の削除部分並びに閲覧後の新聞紙及び雑誌は廃棄します。

(備考)

別紙様式 3

①
②

※①の欄には、称呼番号を記入すること。

※②の欄には、書籍等名（題名）を記入すること。

別紙様式4

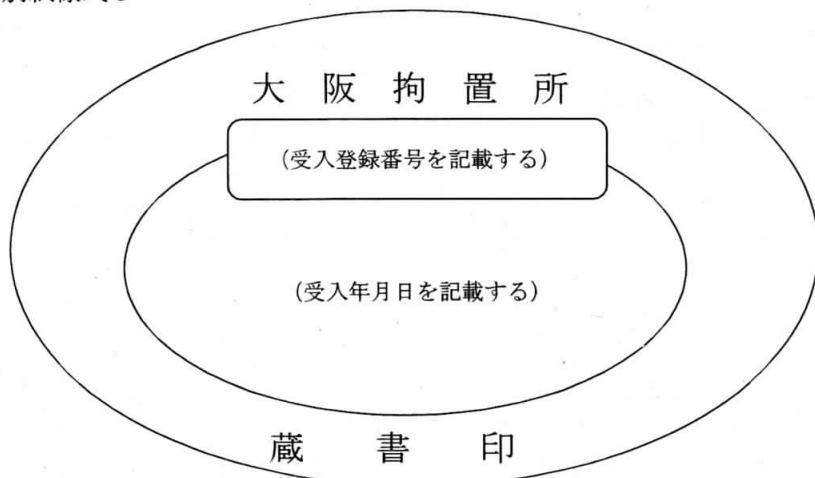
図書原簿

年月日	登録番号	種別	著者名	書名(巻数・版数)	刊年	発行所	分類記号	記事

図書原簿記入要領

- 1 1行につき1冊記入し、1冊ごとに受入番号を1つ割り振る。
- 2 受入年月日：同一日付の受入れは、最初の行に年月日を記し、2行目以下は「〃」としてよい。
- 3 登録番号：ナンバーリングで打った方がよいが、ペン書きする場合は、字体及び位取りを揃える。
- 4 種別：購入、寄贈、管理換等の区別を記入する。
- 5 著書名及び書名：複雑あるいは字数の多いものは、適当に略記してよい。巻数及び版数は適宜記入する。
- 6 刊年：大12、昭24のように簡略に記入する。
- 7 発行所：○○○株式会社、○○○刊行会等のように長いものは、適当に略記してよい。
- 8 分類記号、図書記号(受入順番号、巻冊番号)：910(分類番号) - 1(図書記号-受入順番号)、910-2-1(巻冊番号)のように記入する。
- 9 記事：図書原簿から払出をした場合は、その該当欄を朱線2本で消し、1冊ごとに払出追番号、年月日及び払出の理由を記入する。理由は、亡失の場合は「亡」、廃棄の場合は「廃」と略記する。
- 10 現在冊数は、受入登録最終番号から払出追番号の最終番号を差し引くことによって算出できる。

別紙様式 5



注 大きさは、おおむね縦 3 センチメートル、横 4. 5 センチメートルとすること。